⑷　不正アクセスが判明した場合の対応

不正アクセスが判明した場合、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置、連絡等必要な措置を講ずること。

⑸　再発防止策の検討

地方税共通納税システムに障害等が生じた場合には、その応急措置を実施するだけでなく、根本原因の究明及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努めること。

9　委託を行う場合等の措置

⑴　事業者への委託

ア　地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の開発、作成、変更、運用保守等について事務の委託を行う場合は、委託する事業者の社会的信用及び能力を確認すること。

イ　アの場合において、事務を委託する事業者に対し、委託する事務についてこの基準と同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。

ウ　アの場合において、事務を委託する事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、機構にその旨事前に申請し、その承認を得ることとすること。

エ　アの場合において、事務を委託する事業者との契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの個人情報の持出しの禁止（機構から指示のある場合を除く。）、個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の対応に係る委託先の責務、委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄、個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を定めるとともに、機構において必要があると認めるときは、委託先に対して、実地の監査、調査等を行うことができる規定等を定めること。

⑵　事務を委託する場合の事業者の分担範囲等の明確化

地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の開発、作成、変更、運用保守等を複数の事業者に委託する場合、分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行えるような措置を講ずること。事務の委託を受けた事業者が、複数の事業者に事務を再委託する場合も同様とする。

⑶　要員派遣を受ける場合等の措置

要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずること。

10　共通口座の管理

⑴　共通口座の開設及び管理

金融機関に特定歳入等を管理するための共通口座を開設し、適切に管理すること。

⑵　共通口座からの払込み

支払情報発行依頼情報又は納付情報に含まれる納付先の普通地方公共団体の指定する金融機関口座へ特定歳入等を確実に払い込むために必要な措置を講ずること。

⑶　記録の確認及び保管

機構が管理する特定歳入等について適切に管理されていることを確認するために、日次、月次及び年次により、並びにその他必要に応じて、出金合計、入金合計及び最終残高等を記録し、責任者が確認すること。また、当該記録については五年間保管すること。

11　この基準の遵守並びに地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件のセキュリティ対策に係る自己点検及び外部監査

⑴　自己点検

この基準の遵守並びに地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策について自己点検を実施し、その結果に基づきこれらの改善を行うこと。

⑵　外部監査

この基準の遵守並びに地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策について外部監査を実施し、その結果に基づき地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の改善を行うこと。また、当該外部監査の結果を、総務大臣に報告すること。

第６　他の情報システムとの接続

機構が提供する外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）により地方税共通納税システムと地方団体サーバ以外の情報システム（以下「他の情報システム」という。）を接続する場合には、次に掲げるセキュリティ対策を講ずること。

⑴　電気通信回線上の盗取の防止

地方税共通納税システムと他の情報システムの間の通信について、送信する情報の暗号化を実施するとともに、通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

⑵　ファイアウォールによる通信制御

地方税共通納税システムと他の情報システムとの間にファイアウォールを設置し、地方税共通納税システムの処理又は他の情報システム上の処理に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

第７　機構委託クラウド事業者に係る事項

１　機構委託クラウド事業者の選定

機構は、原則として政府情報システムのためのセキュリティ評価制度のクラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを提供することができる事業者を選定すること。

２　機構委託クラウド事業者との契約

⑴　調達仕様

機構は、クラウドサービスを調達する場合には、機構委託クラウド事業者の選定基準を定めた上で調達仕様に含めること。

⑵　契約

機構は、クラウドサービスを調達する場合には、機構委託クラウド事業者及びクラウドサービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、調達仕様の内容は契約に含めること。

第８　その他

第２から第７までに規定するもののほか、機構及び機構委託クラウド事業者は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容を踏まえ、安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

○総務省告示第三百四十八号

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の二十二（市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）第十四条の十三において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の四十四の規定に基づき、歳入等の収納の事務を行うための役務を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年九月二十四日

総務大臣　藤井比早之

地方自治法施行規則第十二条の二の二十二（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第十四条の十三において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する地方税法施行規則第二十四条の四十四に規定する歳入等の収納の事務を行うための役務は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用して特定歳入等を収納する役務とする。